

一級河川

# 公共用地取得の流れ

埼玉県総合治水事務所 総務用地担当

# 一級河川について

## 一級河川

- 1 国土保全上又は国民経済上特に重要な水系
- 2 政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの

国民経済上特に重要として政令で指定された水系 → 国土交通大臣が水系ごとに、その名称と区間を官報に告示する。現在109水系存在 埼玉県は利根川水系と荒川水系一級水系

# 一級河川の管理者（大原則）

- ➡ 一級河川の河川管理者 = 国土交通大臣
- ➡ （指定区間） = 埼玉県知事が権限行使

一級河川用地は、埼玉県知事の管理する区間でも国土交通省名義となります。

# I 公共用地取得に伴う補償

## 正当な補償

(日本国憲法第29条第3項)

私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱（閣議決定）  
埼玉県県土整備部・都市整備部の公共用地の  
取得に伴う損失補償基準等

県：公共用地の取得

地権者：正当な補償

土地の補償

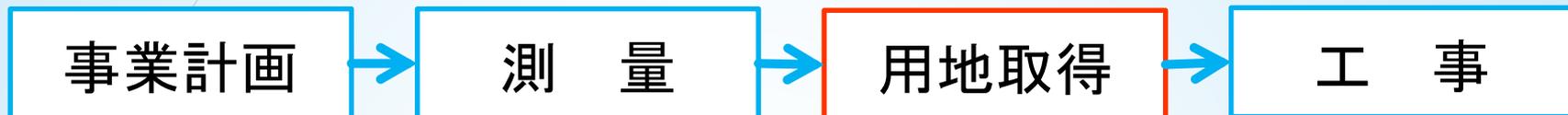
物件の補償

不動産鑑定士の意見等を  
参考に算出（土地代金）

補償コンサルタントに委託し、  
全国統一的方法による調  
査・積算

# Ⅱ-① 一般的な用地取得の流れ

## 事業全体の流れ

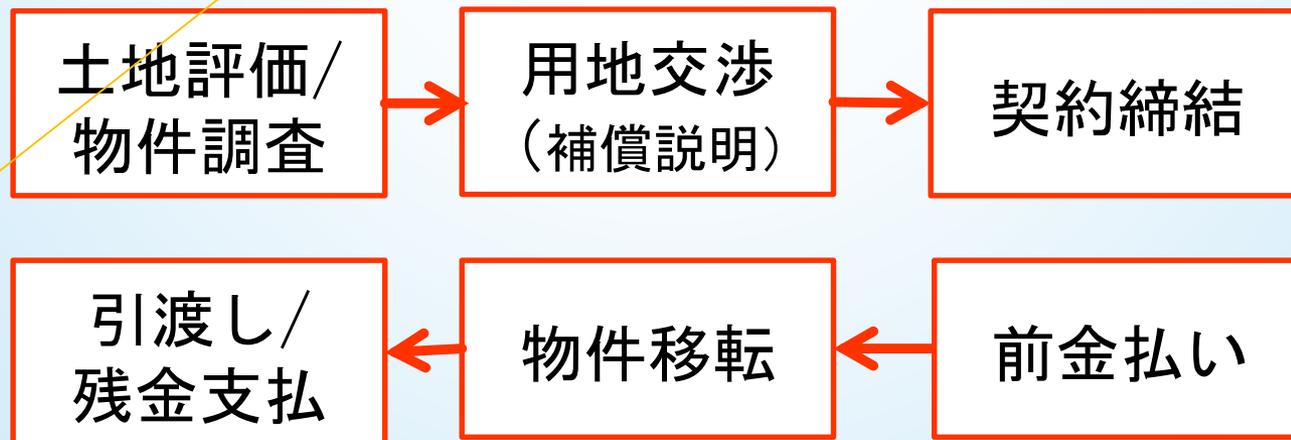


★事業計画について、事業説明会などを通じて、地域住民の方々の御理解と御協力をお願いしています。

補償内容、補償額を個別具体的に説明します。

## 用地取得の流れ

4



## Ⅱ-② 一般的な用地取得の流れ

### 土地評価

取得する土地の価格については、通常、近隣の地域に存する地価公示や取引事例などを参考に算出します。  
なお、この価格については、1年ごとに見直します。

### 物件調査

#### 現地調査

5 事業の施行に伴い移転していただく建物、工作物等について、その構造や数量、権利関係等を調査します。

店舗等においては、帳簿等をお借りします。

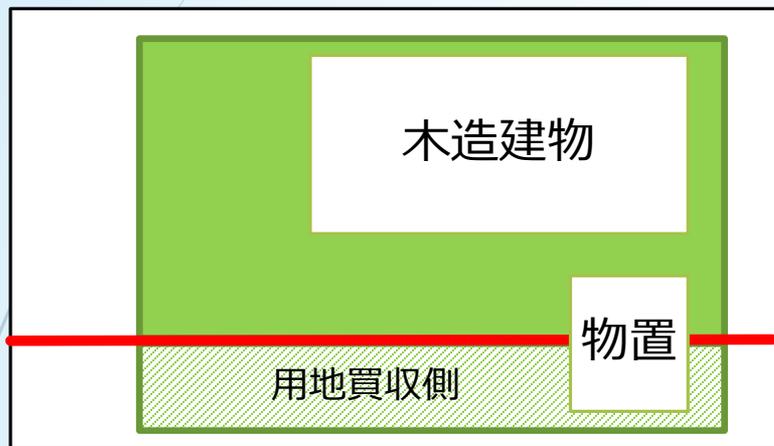
所有者の立会をお願いする場合があります。

#### 補償額積算

物件調査の結果を基に、補償額を算定します。  
なお、この価格については、1年ごとに見直します。

# Ⅱ-③ 一般的な用地取得の流れ

## 参考例



## 土地の補償

(敷地全体の土地評価額) × (買収面積)



## 物件等の補償

- 用地買収側に存する物件等の移転補償  
(現在価値を補償する場合があります。)
- 移転に係る雑費

既に償却している部分の補償はできないため、経過年数によって、補償額は変わります。

## 用地交渉 (補償説明)

補償内容の説明 (補償額の提示を含む。)

6

各種税金関係の説明

諸法令に関する説明

契約書に関する説明

移転等への支援

調査に誤りがある場合を除き、根拠のない補償額の増減は、できません。

## Ⅱ-④ 一般的な用地取得の流れ

### 契約締結

補償内容等に御同意いただきますと、地権者と個別に契約を締結します。

地権者が複数の場合（借地人や借家人がいる場合）は、原則として、同時期での契約となります。

### 前金の支払

契約が締結され、全ての必要書類を県に提出された後、契約額（補償額）の7割以内を前金としてお支払いいたします。

注）物件がなく、土地のみの場合は、原則として、土地の引渡しを受けてから支払いとなります。（残金払い参照）

7

契約締結後、県では、速やかに分筆・所有権移転登記を行います。

ただし、抵当権等については、地権者が抹消登記手続を行う必要があるケースもあります。

## Ⅱ-⑤ 一般的な用地取得の流れ

### 土地の引渡し

事業に必要な土地の上の全ての物件を移転又は除却していただいた後、県に土地を引き渡していただきます。  
併せて、県では、物件の移転又は除却を確認させていただきます。

### 残金の支払

①所有権移転登記  
②全ての物件の移転又は除却  
③土地の引渡し（土地引渡書を県に提出）  
の全てが完了されたことを確認後、残金をお支払いいたします。

# Ⅲ 税金の優遇措置（例）

公共事業の施行に伴い土地等を譲り渡したときには、税金の優遇措置があります（たな卸資産を除く。）。次の優遇措置は一例です。

## 譲渡所得に対する課税の特例

土地等の譲渡については、一定の要件を満たせば、『5000万円』の特別控除の適用があります。

### ★適用要件(例)

- 買収の申出から6か月以内に契約することが必要です。
- 同一事業に2以上の資産がある場合、最初の年に譲渡した資産に限られます。

## 不動産取得税の課税の特例

9

土地等を譲渡した方が、その補償金で代替りの不動産を取得したときは、一定の要件を満たせば、その代替りの不動産にかかる不動産取得税が軽減されます。

**（注意） 様々な適用条件があります。詳しくは、所轄の税務署、県税事務所又は市役所等の窓口に御相談ください。**

# IV 公的手当等への影響について

補償金を受け取ることによって、所得を基準に支給又は賦課徴収される各種制度において、一時的に支給額等に影響が出る場合があります。

## 影響を受ける可能性がある手当等・制度(例)

- 所得税・住民税の配偶者及び被扶養者各所得控除
  - 国民健康保険料、後期高齢者医療制度保険料
  - 介護保険料
  - 児童手当
  - 生活保護
  - 相続税等の納税猶予
  - 福祉年金、農業者年金
  - 土地改良区決済金
- など

10

(注意) 詳しくは、所轄の税務署、又は市役所等の窓口  
御相談ください。

## V 最後に

事業完了を実現するため、用地を御提供いただくことが第一歩となります。地権者を含む地域住民の方々の御理解、御協力が不可欠です。



**事業に対する御理解と用地提供への御協力をお願い申し上げます。**

A two-story office building with a prominent antenna tower on the roof. The building has a modern design with large windows and a flat roof. In the foreground, there is a red brick wall with a sign that reads '埼玉県総合治水事務所' (Saitama Prefecture Comprehensive Water Affairs Office).

問い合わせ先  
総務用地担当

048-737-2001

埼玉県総合治水事務所